

# 町田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例

2014年7月1日から改正した「町田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例」が施行されました。

主に次の改正があったので、お知らせします。

- ① 条例の名称が「町田市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」から「町田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例」になります。
- ② 条例に違反した場合の罰則が厳しくなります。
- ③ 埋立て等を行う事業区域の土地所有者等は、事業区域の土地を適正に管理するように努めなければならない規定を追加します。

詳しい条例の改正内容については、下記の窓口までお問い合わせ下さい。

## 条例の対象となる事業

- ① 事業区域が500㎡以上となる土砂等による埋立て、盛土、切土又は堆積（以下、「埋立て等」という。）
  - ② 事業区域が500㎡未満であっても、現況地盤より1m以上の埋立て等を行う場合
- ※ただし、他法令による許認可等を受けて埋立て等を行う場合は、条例の対象とならないことがあります。

※埋立て等をお考えの方は、まず下記の連絡先まで相談して下さい。

問い合わせ先 〒194-8520 町田市森野2-2-22

町田市庁舎8階 町田市役所都市づくり部建築開発審査課 開発審査係

TEL 042-724-4395（直通）